

# 階上町職員の給与・定員管理等について

階上町では、職員数及び給与水準の適正な維持と広く町民の理解を得るため、職員の給与・定員管理等を公表します。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

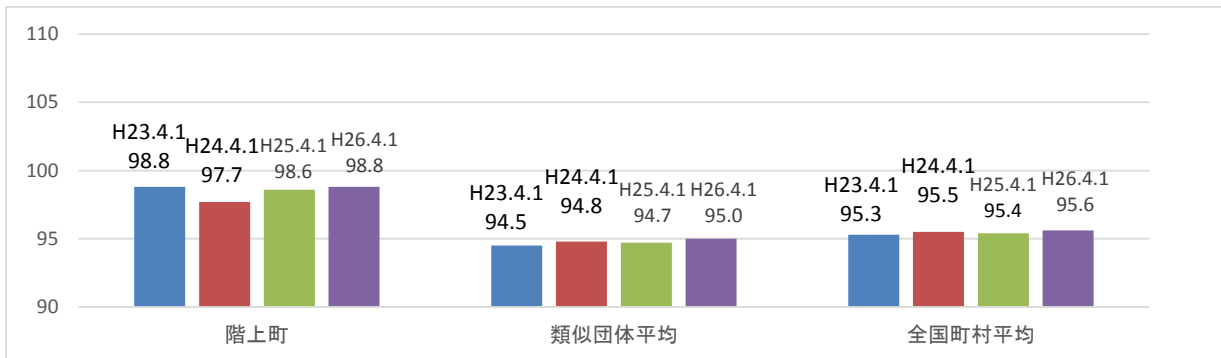
区分	住民基本台帳人口 (H26.4.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	14,183	6,573,541	192,637	744,005	11.3	13.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	85	290,280	37,772	105,472	433,524	5,100	5,413

- ※ 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、普通会計関係職員の平成25年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ※ 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ①給料表の見直し → 実施  
 （改定実施時期）平成27年4月1日  
 （内容）給料表については、青森県人事委員会勧告を踏まえ、平均2%引下げ実施。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。  
 ②その他の見直し → 地域手当及び管理職員特別勤務手当の支給は無し。

### (5) 特記事項

行財政改革の一環として、特別職の給与を削減。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況（26年4月1日現在）

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
階上町	39.8 歳	300,098 円	325,403 円	318,036 円
青森県	43.5 歳	334,700 円	402,886 円	366,659 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	41.8 歳	306,845 円	351,142 円	330,988 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
階上町	55.4 歳	322,715 円	323,715 円	327,957 円
青森県	48.2 歳	306,800 円	343,977 円	330,483 円
国	50.1 歳	287,992 円	— 円	326,611 円
類似団体	51.2 歳	282,123 円	298,281 円	291,334 円

- ※ 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の手当を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況

区 分	階上町	青森県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分	経験年数 7~10年	経験年数10~15年	経験年数15~20年	
一般行政職	大学卒	219,300 円	282,200 円	324,900 円
	高校卒	188,800 円	225,800 円	297,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円

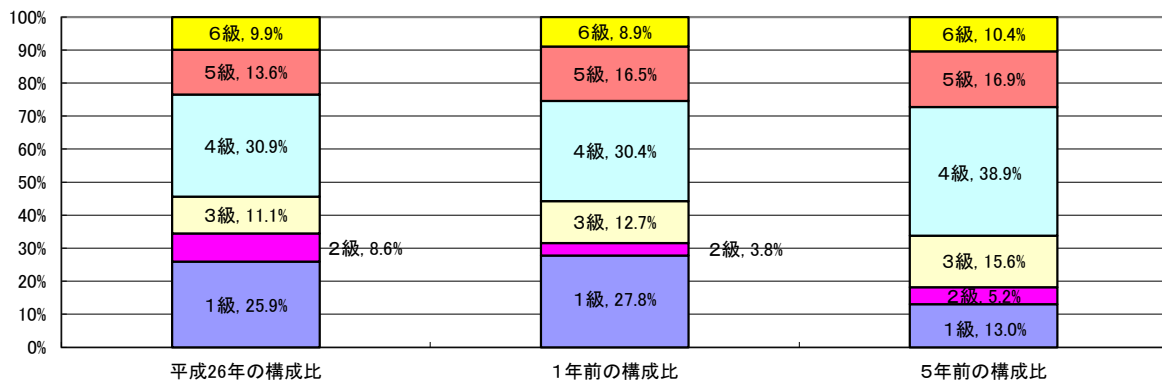
※ それぞれの経験年数に該当する職員の平均額になります。該当する職員がいない場合は「—」となっています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事	8 人	9.9 %	320,600 円	422,600 円
5 級	課長、副参事	11 人	13.6 %	289,200 円	400,600 円
4 級	総括主幹、主幹	25 人	30.9 %	261,900 円	388,300 円
3 級	主査	9 人	11.1 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主事	7 人	8.6 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事	21 人	25.9 %	135,600 円	243,700 円

- ※ 1 階上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



※ 平成18年度から8級制を6級制に変更しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況 平成19年度から全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。
2. 昇給への勤務成績の反映状況 平成25年度の勤務成績の評定結果に基づき平成26年4月1日の昇給に反映しました。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

階 上 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給年額<25年度> 1,235 千円	1人当たり平均支給年額<25年度> 1,497 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

※ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況 平成19年度から全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。
2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況 今後反映する予定です。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

階 上 町	国
【基本額】 (支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 ■ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) (退職時特別昇給 制度なし) ■ 1人当たり平均支給 1 千円	【基本額】 (支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 ■ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当、特殊勤務手当・・・支給制度なし

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	15,799 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	158 千円
支給実績 (25年度決算)	16,129 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	163 千円

※ 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (24年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職等除く。)です。

(5) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している職員に対し支給。配偶者13,000円 配偶者以外6,500~11,000円 16~22歳の子1人につき5,000円加算	同	-	6,818 千円	189,397 円
住居手当	住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。最高限度額14,000円 ※持家の場合支給なし	異	国の制度：借家での最高限度額27,000円	3,114 千円	135,370 円

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
通勤手当	自動車等を使用して通勤している職員に対し支給（片道2km以上）。距離に応じて2,000～24,500円	同	-	4,180 千円	56,481 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し支給。総務課長30,000円、その他の課長25,000円			3,120 千円	312,000 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月に寒冷地に勤務する職員に対し支給。世帯区分に応じて7,360～17,800円	同	-	5,711 千円	58,278 円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等				
給料	町 長 副 町 長	691,200 (768,000) 円		(参考) 類似団体における最高/最低額		
		548,100 (609,000) 円		855,000 円	/	507,500 円
報酬	議 長	284,000 円		408,000 円	/	218,000 円
	副 議 長	241,000 円		340,000 円	/	174,000 円
	議 員	226,000 円		320,000 円	/	155,000 円
期末手当	町 長	(25年度支給割合) 2.85 月分				
	副 町 長	(25年度支給割合) 2.54 月分				
退職手当	町 長	(算定方式) 退職日給料月額×在職月数×45.5/100	(1期の手当額) 16,773,120円	(支給時期) 任期毎		
	副 町 長	退職日給料月額×在職月数×26.5/100	7,746,480円	任期毎		
備 考						

(注) 1 給料月額の内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、減額前の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

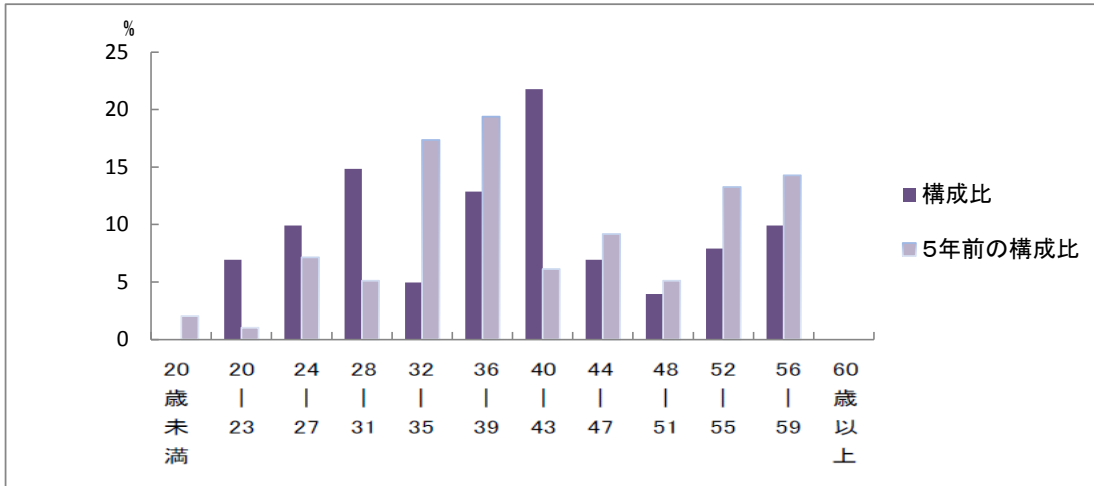
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	産休職員の補充及び退職者の課付に伴う増
		総 務	27	29	2	
		税 務	9	9	0	
		民 生	7	7	0	
		衛 生	7	8	1	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	9	9	0	
		商 工	3	3	0	
	土 木	7	6	△ 1	事務事業縮小に伴う減	
		小 計	71	73	2	<参考>人口1万人当たり職員数 51.47人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.53)
	教 育 部 門	15	15	0		
	小 計	86	88	2	<参考>人口1万人当たり職員数 62.05人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.87人)	
公営企業等計部門	病 院 下 水 道 そ の 他	0	0	0	事務事業縮小に伴う減 産休職員の補充に伴う増	
		4	3	△ 1		
		10	11	1		
	小 計	14	14	0		
合 計		100 [ 130 ]	102 [ 130 ]	2 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.92人	

※ 1 職員数は一般職(教育長含む)に属する職員数です。

2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	10人	15人	5人	13人	22人	7人	4人	8人	10人	0人	101人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門 \ 区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	69	68	67	70	71	73	4 (5.8%)
教育	15	15	16	16	14	14	△1 (△6.7%)
普通会計計	84	83	83	86	85	87	3 (3.6%)
公営企業等会計計	14	15	14	14	14	14	0 (0.0%)
総合計	98	98	97	100	99	101	3 (3.1%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。